

# 6月30日(月)は市県民税第1期の納期限です。

## 市税納期カレンダー

| 期別  | 税目 | 固定資産税  | 市県民税   | 軽自動車税 |
|-----|----|--------|--------|-------|
| 第1期 |    | 4月30日  | 6月30日  | 6月2日  |
| 第2期 |    | 7月31日  | 9月1日   |       |
| 第3期 |    | 12月25日 | 10月31日 |       |
| 第4期 |    | 3月2日   | 2月2日   |       |

## 市県民税(住民税)とは…

毎年1月1日現在の住民登録地の市町村から賦課されるもので、前年の1月1日から12月31日までの収入(所得)をもとに均等割と所得割が課税されます。

## 納期限までに納付がない場合には…

納付する資力があるにもかかわらず、市税を引続き滞納する方に対して、法律に基づいた調査の上、財産(預貯金・給料・不動産・自動車等の動産その他)の差押等を行うことがあります。

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡下さい。

納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246~251

# 7月から受付が始まります！平成26年度国民年金の保険料免除申請

## 全額免除

○保険料の全額が免除されます。

納付困難な場合は  
免除申請しましょう

## 3/4免除

○保険料の3/4が免除されます。  
保険料(月額) … 3,810円

## 半額免除

○保険料の半額が免除されます。  
保険料(月額) … 7,630円



## 1/4免除

○保険料の1/4が免除されます。  
保険料(月額) … 11,440円

免除が承認されると……★受給資格期間(25年)に含まれます。

……★障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いになります。

※免除制度には審査(所得制限)があり、所得によっては受けられる免除が制限されることがあります。

※ 3/4免除・半額免除・1/4免除の方は保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります！

免除(※)対象期間が拡大され、申請時点の2年1ヵ月前の月まで申請できるようになりました。未納期間のある方は、早めにご相談ください。(※)免除には、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例があります。

問合せ:市民課年金係 ☎893-4411 内線114・117



宜野湾市情報公開条例第25条及び個人情報保護条例第34条の規定により、  
**平成25年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況を公表します。**(平成26年3月31日現在)

### ●公文書開示実施機関別処理状況

| 実施機関   | 請求件数 | 決定等の内容 |      |     |     | 不服申立て |
|--------|------|--------|------|-----|-----|-------|
|        |      | 開示     | 一部開示 | 不開示 | 取下げ |       |
| 市長     | 88   | 47     | 36   | 2   | 3   | 0     |
| その他(※) | 9    | 3      | 6    | 0   | 0   | 0     |
| 合計     | 97   | 50     | 42   | 2   | 3   | 0     |

### ●個人情報開示等実施機関別処理状況

| 実施機関   | 請求件数 | 決定等の内容 |      |     |      |    |     | 不服申立て |
|--------|------|--------|------|-----|------|----|-----|-------|
|        |      | 開示     | 一部開示 | 不開示 | 請求認容 | 却下 | 取下げ |       |
| 市長     | 34   | 25     | 2    | 7   | 0    | 0  | 0   |       |
| その他(※) | 1    | 0      | 0    | 0   | 0    | 0  | 1   |       |
| 合計     | 35   | 25     | 2    | 7   | 0    | 0  | 1   |       |

※その他には、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長、水道事業管理者及び議会が含まれます。

問合せ:総務課 総務係 ☎893-4411 内線318・322